

交番・駐在所広報紙活動推進要領の制定について（例規通達）

昭和63年 5 月 11 日

本部（外勤）第24号

〔沿革〕 平成20年 3 月本部（企）第16号、29年 8 月本部（警務）第31号、令和 8 年 3 月第17号改正

交番・駐在所広報紙活動は、交番・駐在所のほとんどで発行されるようになり、地域の身近な話題を伝える「交番新聞」として、地域住民に親しまれ、今や地域警察の主要な施策の一つとして、定着してきているところである。

しかし、一方では交番・駐在所広報紙活動に対する取組みに、相当の格差がみられるなど、必ずしもその活動は十分とは言えない現状にあるところから、この度、別添の交番・駐在所広報紙活動推進要領を定め、昭和63年 6 月 1 日から実施することとしたので、より効果的な推進に努められたい。

別添

交番・駐在所広報紙活動推進要領

第 1 趣旨

近年、地域社会における住民の連帯意識の希薄化は、ますます顕著となり、加えて、警察に対する国民協力の確保の困難化が叫ばれて久しい。この現状を緩和するため「警察組織の触角」と言われている地域警察官が、その組織的機能を十分発揮して地域住民との触れ合いを深め、地域に解け込んだ地域警察活動を積極的に推進していくことが必要である。

地域住民と警察をつなぐ重要な架け橋として、親しまれている交番・駐在所広報紙は、その要請にこたえるため極めて有効な手段であることから、広報紙活動の一層の推進を図ろうとするものである。

第 2 広報紙活動の在り方

1 広報紙の定期発行

(1) 全交番・駐在所による発行

広報紙をすべての交番及び駐在所において、定期的に発行するよう努めるものとする。

また、署の地域課（地域第一課、地域第二課、地域第三課及び地域交通課を含む。）においても、必要により発行するよう努めるものとする。

(2) 広報紙の発行回数

広報紙は、年 4 回（おおむね 3 か月に 1 回の割合）発行するよう努めるものとする。

2 広報紙活動の効果的な推進要領

(1) 素材の収集

交番及び駐在所の勤務員は、地域警察諸活動を通じて地域における事件、事故等の発生実態や住民の意見、要望等に沿い、かつ、広報するタイミングにも配慮した広報紙の素材の収集に努めるものとする。

(2) 広報紙の内容

広報紙の内容は、広報紙の性格から、一般的な内容に終始することなく、地域における身近な出来事や住民の意見、要望等を盛り込むなど、より住民に親しみのある内容となるよう努めるものとする。

(3) 配布方法

配布方法については、地理的条件等の管内の実態や広報紙の内容等により、各戸配布する方法、回覧する方法、役場、病院等の要点へ備え付ける方法等のうち最も効果が期待でき、かつ、容易な方法に配慮するものとする。

(4) 地域住民の意見等を反映させる配慮

広報紙活動に対する地域住民の意見、要望等については、これを踏まえ、その内容、配布方法等広報紙活動全般に反映させるよう努めるものとする。

第3 広報紙活動推進のための条件の整備

1 広報紙活動の掌握

(1) 活動状況の掌握

交番及び駐在所の広報紙発行状況等を掌握するとともに、広報紙作成担当者から意見聴取するなどの方法により、広報紙活動の実態の掌握に努めるものとする。

(2) 未発行要因の分析等

広報紙を発行していないなど広報紙活動が低調な交番及び駐在所については、その要因を具体的に把握、分析し、個々の要因の解消に努めるとともに、継続的かつきめ細かい指導教養を実施するものとする。

2 広報紙作成担当者の技能向上方策の推進

(1) 講習会の開催等

総務課等との連携により、例えば、広報紙作成担当者養成講習会、技術研究会等の定期的な開催のほか、巡回教養の実施などにより、広報紙活動に対する意識の高揚を図るとともに、作成技術の向上等広報紙活動を効果的に推進するための指導教養に努めるものとする。

(2) 素材の提供

総務課等と連携するなどにより、当面の重点及び記事、イラスト・カット集等広報紙作成に必要な素材を作成し、広報紙作成担当者に提供するものとする。

3 勤務体制等の整備

(1) 広報紙作成のための時間の確保

広報紙の作成等作成者に過度の負担を強いることとならないよう、広報紙作成のための時間を確保することについて配慮するものとする。

(2) 総合力による広報紙活動への配慮

交番又は複数制の駐在所にあつては、特定の勤務員のみに負担を強いることのないよう、作成者を輪番制にしたり、又は素材の収集、構成、執筆等についても分担制にする等、勤務員相互の連携による広報紙活動の推進に配慮するものとする。

第4 その他

1 広報紙発行の管理

(1) 事前の点検

広報紙の作成、発行を担当者任せにすることなく、署の地域課長等において、担当者の創意工夫に配慮しつつ、記述は妥当か、内容が地域実態に即し、かつ、タイミングのよいものになっているか、誤字、脱字等はないか等について、事前の点検を詳細に行うとともに、不適切な部分についての指導を徹底するものとする。

(2) 適正な評価

県本部及び署主催による広報紙コンクールを実施して、優秀者を賞揚するなどのほか、広報紙活動による効果的事例の把握、広報紙の作成、活動に当たつての工夫等広報紙活動全般に対する適正な評価に努めるものとする。

2 交番・駐在所広報紙コンクールの実施

警察庁において、実施する全国交番・駐在所広報紙コンクールに合わせて、交番・駐在所広報紙コンクールを実施するので積極的な取組みに配慮すること。

3 報告

交番・駐在所広報紙を発行した場合は、その都度別記様式により文書報告（地域部地域課長経由）すること。